

令和7年11月25日

お客様 各位

「貸金庫規定」改定のお知らせとお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、当金庫では貸金庫業務の適正化を図るとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止するため、貸金庫規定を改定させていただくことになりました。

改定後の規定は、既にお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 改定の対象となる規定

「貸金庫規定」

2. 改定日

令和 8 年 4 月 1 日(水)

3. 主な改定内容

(1) 現金の保管禁止：貸金庫内に現金を保管いただくことができなくなります。

※ 現在、現金を保管されているお客さまは、次回ご来店時に現金をお引き取りいただきますようお願いいたします。

(2) 利用目的の確認：「貸金庫借用に関する申告書」にて申告いただきます。

※ 書面は、令和 7 年 12 月より順次お届け住所へ郵送等させていただきます。
お手数ですが、返信用封筒等にて、申告をお願いします。

※ 改定後の貸金庫規定はこちらをご参照ください。

規定改定に伴いお手数をお掛けしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、お手数ですが、貸金庫契約店舗までお問い合わせください。

以 上

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の
不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。